

**大田原市こども計画（案）に係る意見公募
（パブリックコメント）の実施結果について**

- 1 計画の名称 大田原市こども計画
- 2 計画案の公表日 令和7年12月26日（金）
- 3 意見公募期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月26日（月）
- 4 意見の提出状況 2件（提出方法：電子メール1件、持参1件）
- 5 提出された意見 9件
- 6 提出された意見に対する市の考え方

※ご意見の内容は一部要約しております。また、文言等の誤りは修正しております。

No.	意見の内容	市の考え方
1	<p>施策の趣旨について</p> <p>こども権利条約についての記載がない。 こども基本法第10条に規定する市町村計画に位置付けるのであれば、条約についての記載又は関連法を含めた位置付けの解説を入れるべき。</p>	<p>本計画は、こども基本法及び子ども・若者育成支援推進法に基づき策定しております。</p> <p>こども基本法は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進することを目的としており、これを踏まえ、本計画においては、基本理念、基本目標を掲げております。</p> <p>その上で、いただいたご意見の内容は、本計画に含まれているものとして策定しております。</p> <p>以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。</p>
2	<p>P32 基本理念について</p> <p>「未来を担うこどもが個人として尊重され健やかな成長を見守られながら、幸せに生きられる大田原市の実現」を盛り込むべきではないか。</p> <p>また、こどもは一市民としての権利を有することをはっきりと示すべきと考える。</p>	<p>本計画は、第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画とも整合・連動の上、歩調を合わせた計画としております。</p> <p>また、将来両計画を一体的な計画として策定することを見据えていることから、本計画の基本理念については、第3期大田原市子ども・子育て支援事業計画のものを踏襲しております。</p> <p>その上で、いただいたご意見の内容は、本計画の基本理念に含まれているものとして策定しております。</p> <p>以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。</p>

3	<p>P35 基本目標について</p> <p>こどもは一人ひとりが権利の主体でありその権利は最大限尊重され、守らなければならない。大田原市では、「すべてのこどもが権利を守られ、心身ともに健やかに成長できるまちづくりを進める」といった文言を入れるべき。</p> <p>大田原市では、子どもの権利条例を制定しているが、こどもが自らの権利について理解し、大人がこどもの権利について理解を深めるためにも、もっと市民に周知し、活用してほしい。</p>	<p>No.2のご意見に対する回答同様、いただいたご意見の内容につきましても、本計画の基本理念に含まれているものとして策定しておりますことから、計画書案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、いただいた本市子どもの権利条例に対するご意見に対しましては、本計画の施策を進めて行く上で、どのように周知や活用ができるか、今後検討を進めてまいります。</p>
4	<p>保育士の確保について</p> <p>多様化する保育ニーズへの対応、教育保育の質の向上を実現するためにも、保育士確保は必要である。</p> <p>まずは、深刻な保育士不足を解消するため、保育士確保に取り組んでほしい。</p>	<p>保育士不足につきましては、国全体の問題であり、市内保育施設等におきましても深刻な問題であると理解しております。</p> <p>現在、市としましては、各保育施設等の現状把握や保育の質の向上を目的として巡回訪問事業を実施しておりますが、同時に保育士の悩みなど相談を受ける場として、現保育士の離職につながらないようできる限りの支援を行っております。</p> <p>このほか、市として保育士確保のためにどのような支援ができるのか、今後検討を進めてまいります。</p>
5	<p>放課後児童クラブ運営指針について</p> <p>運営主体に変更が生じた場合には、子どもの心情等に配慮するなど、放課後児童クラブ運営指針に示される対応を行ってほしい。</p>	<p>放課後児童クラブ運営指針は、放課後児童クラブの運営を望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様として策定されました。</p> <p>本市においては、すべての運営事業者が指針に基づき適切な運営を行っているものと認識しておりますが、運営主体に変更が生じる場合にも、指針に基づき子どもへの影響が最小限に抑えられるよう配慮するとともに、保護者の理解が得られるよう努めてまいります。</p>

6	<p>P58 地域社会全体で支え合う子育て環境整備について</p> <p>子育ての不安や負担を保護者だけで抱え込むことの無いよう、社会全体でこどもの成長を見守り支え合う環境を整備すべき</p>	<p>本計画は、「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」といった、こども大綱で定める施策と合わせ、第4章こども・若者施策の展開において、各ライフステージに合わせた事業を策定しております。</p> <p>ご意見をいただきました地域社会全体で支え合う子育て環境整備についても、5つの基本目標の中に含まれております。</p> <p>以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。</p>
7	<p>放課後児童育成健全事業における専用区画面積について</p> <p>大田原市は満たす（こども一人につき、おおむね 1.65 m²以上確保）対応を行っているか</p>	<p>放課後児童育成健全事業における専用区画面積については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第9条に基づき規定されております。</p> <p>本市における学童保育施設については、いずれの施設においても基準を満たしております。</p>
8	<p>支援を必要とするこどもと家庭への支援について</p> <p>貧困をはじめ様々な支援を必要とするこどもと家庭への支援を施策の柱に位置付けるべき</p>	<p>本計画は、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」といった、こども大綱における基本的な指針に基づき策定しております。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、基本目標3. 支援が必要なこどもや家庭への支援を柱に、5つの項目を位置付けております。</p> <p>以上のことから、計画書案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>9</p>	<p>計画全体に関すること</p> <p>大田原市のこどもと家庭の現状で示す調査データから読み取れること（女性が結婚することに對し必要性を感じなくなってきたなど）を提示していながら、本計画の内容を見ると子どもに関することがほとんどである。</p> <p>この計画により、多くのマンパワーと賃金を費やすことになることは明確であるにもかかわらず、大田原市として、どういった効果を目指しているのか？</p>	<p>本計画は、こどもの貧困、ひとり親、障害を抱えるこども、児童虐待など、こどもや若者を取り巻く環境や国や社会の動向にもさまざまな変化が起こっている現状を踏まえ、こども基本法及び子ども・若者育成支援推進法に基づき、策定するものです。</p> <p>本計画の策定にあたりましては、アンケート調査結果や統計データを踏まえ、こども・子育て施策に関する課題を整理し、いただきましたご意見に関しましては、P31の「3 若者の活躍の場の確保と支援体制の整備」に記載のとおり、就労支援や結婚支援、子育て支援等の整備の重要性をあげております。</p> <p>これらの課題に対しては、「基本目標5 こどもや若者、子育て家庭を支援する生活環境の整備」の施策を中心に具体的な取り組みを進めていく計画となっております。</p> <p>本市としましては、整理した課題から定めた基本理念「1 こどもの発達支援」「2 子供と成長する親の支援」「3 子どもが地域で育つ環境づくり」を実現できるよう、基本理念に基づく5つの基本目標に掲げた具体的な取り組み、こども・若者支援の施策を総合的に推進することを目指してまいります。</p>
----------	---	--